

広報 ひろがわ Hirogawa

Hirogawa Town Public Relations Magazine

2025
No575



3

月号



コンビニ交付サービスの利用が可能になりました

全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できるサービスを開始しています。

詳しくは、8ページをご覧ください。

～「濱口家住宅」見学会の様子～



津木
中学校



耐久
中学校



一般
公開

令和6年度 重要文化財「濱口家住宅」無料見学会が実施 されました

令和7年度より広川町の重要文化財「濱口家住宅」は、約10年間の改修工事を予定しています。令和6年の秋に行われた見学会は、改修工事前の最後の見学会として、無料で一般公開を行いました。また、郷土教育の一環として、津木中学校、耐久中学校1年生に向けた見学会も行いました。当日参加された方々は、皆さん興味深く東濱口家の歴史について聞き入り、その重厚な建築様式に感銘を受けていました。

見学された方からはこのような感想を頂きました

- 東濱口と西濱口に分かれているのを初めて知った。東濱口には柱に傷があり、それは高さを記しているのだと分かって、記録の大事さに気づいた。たたみやガラスは職人たちが手作りをしたもので、20万円くらいの価値があると聞いてとてもおどろいた。
- 普段塀に隠れていて、中の部分が見えないから、中がどんな風になっているかは分からなかったが、中に入ってみるとかなり広かった。300年も前からあり、これまでいろいろな事に耐えてきたこの屋敷をすごいと思う。屋敷の中は複雑なつくりになっており、とても歴史を感じた。二階に庭があり、下の庭園がとても広く、当時の技術をたくさん使っていると知った。ここまでの歴史がつまった東濱口家を日本の宝として僕たちが守っていかなければならないと思う。
- 広川町に住んでいるのに、国の重要文化財があることを今日初めて知った。型にとらわれず自由に素敵な建物だった。中国をもとにしてとても考えられて設計されていた。特に270°外の景色を眺められるようになっているのは驚いた。庭も含めて美しい建物だった。
- 300年や200年、100年前からある部屋などがきれいに保たれていてすごいなと思いました。また、昔の家ってこんな感じなんだなと思ったりもして勉強になりました。地域の人たちが昔の家を大切にしているのがとてもいいなと思いました。

「濱口家住宅」とは？

通称「東濱口家住宅」と呼ばれ、江戸で醤油問屋を営んだ地元を代表する豪商 濱口吉右衛門の本宅です。敷地面積約1,000坪、池泉回遊式の庭園とともに佇む「主屋」「本座敷」「御風楼」の3つの主要な建物で構成される国指定の重要文化財です。広大な敷地には、明治中期に建てられた土蔵群も残っています。中でも明治41年（1908年）頃に建造された「御風楼」は、独創性に富んだ意匠が随所に施されており、建築学的にも非常に価値の高いものになっています。



税務課からのお知らせ

申告はもう

お済みですか？

令和6年分の所得税の確定申告と町県民税の申告期限が3月17日までとなっております。申告をまだ済まされていない方は、申告書及び必要な書類を持参のうえ、期限内に申告を済ませましょう。
町県民税は所得がなくても申告してください。
申告をしていないと国民健康保険税の軽減や国民年金の免除申請などに必要な所得証明書の交付はできません。

- 所得税の申告と納税
並びに町県民税の申告は
3月17日(月)まで
- 個人事業者の消費税・
地方消費税の申告と納税は
3月31日(月)まで

- 所得税・消費税の申告は湯浅税務署へ
(☎ 63 - 5351)
 - 町県民税の申告は税務課税務班へ
(☎ 23 - 7734)
- 注：確定申告をされた方は、町県民税の申告は必要ありません。**

軽自動車税に備えて再度確認を
所有者変更や廃車手続きを
忘れていませんか？

軽自動車や原動機付自転車などの税金は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。他の人に譲った、故障により解体処分したなどの場合は、名義変更や廃車の手続きが必要となりますので、お早めに届出をしてください。4月2日以降にお手続きされても、4月1日現在の所有者が納税義務者となりますのでご注意ください。

■届出先

- ・ 125cc以下の2輪車、ミニカー、小型特殊自動車、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）については税務課税務班
 - ・ 軽自動車については軽自動車検査協会和歌山事務所（☎ 050 - 3816 - 1846）
 - ・ 125ccを超える2輪車については近畿運輸局和歌山運輸支局（☎ 050 - 5540 - 2065）
- 注：盗難にあった場合は、警察署に届出のうえ、廃車手続きをしてください。

固定資産税課税台帳の縦覧

令和7年度固定資産税課税台帳を関係者（所有者・納税義務者）に次のとおり縦覧します。
台帳には、土地・家屋の地目や種類、面積、所有者、評価額、課税標準額（固定資産税を算出するための金額）が記載されていますので、期間中お気軽にお越しください。

なお、所有者・納税義務者以外の方の縦覧については、承諾書が必要です。

■期間

4月1日（火）～5月30日（金）
（土・日・祝日は除く）

■場所／税務課税務班

▼詳しくは、税務課税務班
（☎ 23 - 7734）まで



固定資産税（一部の雑種地）課税誤りに関する報告とお詫び

広川町長 檜原 淳 奈

この度、雑種地に係る負担調整措置の適用誤りによる固定資産税の過大徴収があることが判明致しました。納税者や町民の皆様には、多大なるご迷惑をおかけし、また、税に対する信頼を大きく損なう結果を招きましたことに、心からお詫び申し上げます。

土地に対する固定資産税を計算する際には、税負担の急激な上昇をおさえるため、負担調整措置が講じられています。本来、宅地比準評価の土地（雑種地）に係る課税標準額は、評価額の70%が上限とされていますが、評価額の70%を超えて課税標準額を算定していたため、固定資産税を過大に課税・徴収していたものです。これは誤った認識と誤った算定方法を継続したことが原因です。

町では、令和2年度から令和6年度までの対象となる土地を全て調査した結果、固定資産税及び国民健康保険税（資産割額で影響が生じる場合があります）で約400名の方に対して約2,900万円を過大徴収していたことが判明いたしました。課税誤りによる税の還付金は、1月に補正予算として提出し、可決されたことに伴い、1月29日に該当される皆様にお知らせ（お詫び）をし、2月から随時還付の手続きを行っています。

なお、平成17年度から令和元年（平成31年）度までの15年間分についても返還金相当額（約500名 約1億1,600万円）を返還すべく現在精査中です。

今回の町政に対する信用を失墜させた責任の重大さに鑑み、町長、副町長の給料10%2か月（2月・3月分）減給を行います。今後は、このような課税誤りが発生しないよう、関係法令の確認の徹底、職員研修の徹底など事務処理体制を強化し、職員の知識・技術の向上に努め、再発防止に万全を期したいと考えております。

町民の皆様、納税者の皆様、関係機関の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしましたこと、重ねてお詫び申し上げ、信頼回復に向けしっかりと取り組んでまいります。

詳しくは税務課（☎ 23 - 7796）まで

家屋（固定資産税）について

令和6年中に家屋の新築や増築または取壊しをされた場合は、税務課 税務班までお知らせください。

※家屋の登記をされた方は、税務課への連絡は不要です。

※後日、現地調査の立会いをお願いする場合がございます。

▶詳しくは、税務課 税務班（☎ 23 - 7796）まで



補装具の給付

身体障害者手帳をお持ちの方または難病疾患の方に、障害の内容・程度に応じて給付します。(車椅子、補聴器等)原則費用の1割が自己負担となります。

日常生活用具の給付

障害のある方が日常生活を円滑に行うための用具(特殊寝台、スローマ装具等)を必要に応じて給付します。原則費用の1割が自己負担となります。

有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳所持者本人が運転する場合または身体障害者手帳第1種及び療育手帳A所持者の介護者が運転する場合、町の証明を受けていると割引が適用されます。

【申請に必要なもの】

手帳、運転免許証(本人運転の場合)、車検証、ETCカード車載器管理番号[※]、ETCカード[※](障害者本人名義)

[※]ETCを利用する方のみ

ヘルプマークの交付

外見からは分かりづらい障害等のある方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができます。

このマークを見かけたら、思いやりのある配慮をお願いします。

▲ヘルプマーク

ご存じですか？ 障害者への各種助成制度



広川町農地リボーン事業補助金のお知らせ

広川町内においては、近年、遊休農地や荒廃農地(以下「遊休農地等」)が増加しており、景観の悪化や鳥獣害の増加などの原因となっています。

そこで、広川町では遊休農地等を再生(リボーン)し、農業に前向きに取り組む農業者の方を支援するため、当該補助事業を実施します。

制度を活用していただくことにより、広川町内の遊休農地等が耕作地に再生され、農業者の方の所得向上につながることや、遊休農地等の解消により景観維持や鳥獣害対策の一助になることが期待されます。

■補助対象農地/広川町内にあり、令和6年度農地利用状況調査の結果、以下のいずれかの判定を受けた農地 Aa判定・Ab判定・非農地判定

※判定区分についての詳細はお問い合わせください。

■補助対象者/広川町内に住所を有する農業者等または広川町で認定した新規認定就農者

■補助金額等

①遊休農地等の解消に対する補助

農地を再生し、耕作を行える状態に復元後、耕作する場合に対象となります。

区 分		補助金額
田・畑・樹園地	Aa判定	20万円/10aあたり
	Ab判定	50万円/10aあたり
	非農地判定	

※100万円を上限額とします。
※区分は、原則として農地利用状況調査の結果に基づきます。

②樹園地等の管理に対する補助

①を活用し、遊休農地等の解消を実施した農地で、営農の定着を促進させるため、果樹等の永年性作物を新植する場合に対象とします。

区 分	補助金額
新植1～3年目	15万円/10aあたり

※50万円を上限額とします。

■申請方法/下記の書類を3月10日(月)～3月31日(月)までに地域振興課振興班へ提出してください。

- ア. 交付申請書 イ. 事業計画書 ウ. 誓約書(窓口に備えつけている他、広川町HPからもダウンロード可)
エ. 位置図(1/2500程度) オ. 遊休農地等の現況写真 カ. 見積書(業者に依頼する場合)
☞申請期間終了後は、予算の範囲内で随時受付を行う予定です。

■注意事項等

- ・国、県、町が実施している同様の補助事業を受けていないこと。
- ・本事業を活用しようとする遊休農地等において、固定資産税の滞納がないこと。
- ・解消対象の遊休農地等の面積は3a以上とし、農地台帳等の公簿面積とします。ただし、対象農地の一部を解消対象とする場合は、町または農業委員会による実測値とします。
- ・事業を活用しようとする遊休農地等において、事業終了から最低5年間は適切な管理の下、専ら農作物の栽培等に使用するものとし、標準的な栽培が行われることを要件とします。また、上記期間中に転用等されると、補助金の返還を求められることがあります。
- ・自己所有でない農地(親族所有を除く)で事業の活用を図る場合は、農業委員会へ利用権設定の届出を行ってください。
- ・**工事着手等については、原則、町の交付決定後となります。**(事由があり、交付決定前に着工を行う必要がある場合は、必ず地域振興課担当者に連絡ください。)

※**予算成立が前提の事業ですので、変更等が生じる場合があります。**

▶詳しくは、地域振興課 振興班(☎23-7764)まで

NHK放送受信料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯で、町民税の課税状況や障害の程度により、全額免除または半額免除を受けられる場合があります。

※手帳交付時に配布しています『障害児者福祉のしおり』に詳しく掲載しています。

▶手続きや問い合わせは、保健福祉課 福祉班(☎23-7724)まで

福祉タクシー利用料金助成について

町内に在住で重度の身体・知的・精神障害のある方、また、満70歳以上で平成30年4月1日以降に運転免許証を返納した方(自動車運転免許証(二輪を除く)を所有していない方のみで構成された世帯に属する方)に対し、社会参加と福祉の向上を図る目的で、福祉タクシー制度を設けています。

本年も次のとおり出張窓口を設けますので、該当する方は申請手続きをしてください。また当日来られない方は、保健福祉課にて随時申請できます。(代理の方でも申請できます。)

1 申請及び交付日時/3月14日(金)9時～10時半

(この時間帯は保健福祉課で申請ができません。)

2 用意するもの

(身体・知的・精神障害の方)

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と印鑑

(運転免許証を返納した方)

運転経歴証明書または申請による運転免許の取消通知書と印鑑

3 場 所/広川町民会館1階研修室

4 該当者

- ・身体障害者手帳(1級及び2級)をお持ちの方
- ・療育手帳(A1及びA2)をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方
- ・満70歳以上で平成30年4月1日以降に運転免許証を返納した方(自動車運転免許証(二輪を除く)を所有していない方のみで構成された世帯に属する方)

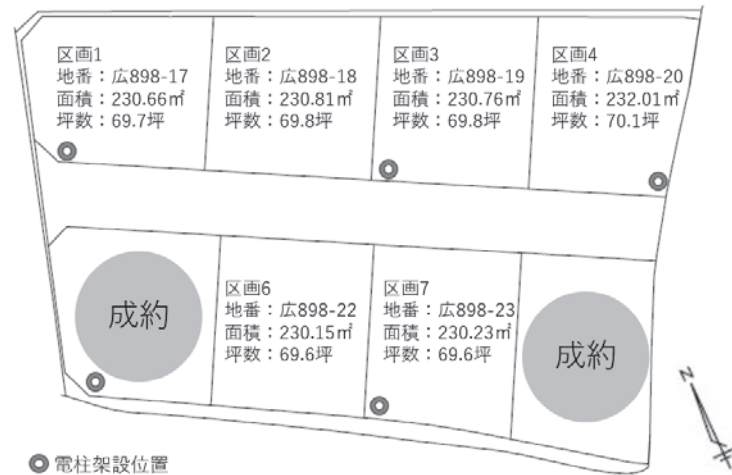
▶詳しくは、保健福祉課 福祉班(☎23-7724)まで



広川町移住用地の無償譲渡事業の募集のお知らせ

広川町では、年々深刻化する人口減少の問題の軽減を図るために、広川町へ移住し、定住する町外からの新婚世帯に対して、住宅を新築する場合に町有地（移住用地）の無償譲渡を行っております。申込を検討される方はお気軽にご相談ください。

区画図面



広川町移住用地の無償譲渡事業
公式サイトはこちら

申込期限

全ての移住用地の譲渡候補者を決定するまで

対象者

広川町へ移住し、定住する町外からの新婚世帯（申込時において、10年以内に婚姻した者であって、夫婦の年齢合計が80歳以下であるもの）

※申込方法や詳細な対象要件等は、お電話もしくは広川町公式サイトでご確認ください。

※申込者多数の場合は、抽選の上で譲渡候補者の決定を行います。

▶詳しくは、企画政策課 企画班（☎23-7731）まで

令和6年度非課税世帯給付金を支給します

電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、給付金（1世帯あたり3万円）を支給します。また、非課税世帯給付金対象世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日以降に出生）の児童がいる世帯に、対象児童1人あたり2万円を加算給付します。

給付方法

対象者には、確認書を送付予定です。確認書を返信いただき、後日給付金を支給させていただきます。

確認書は、3月中に発送予定です。作業を進めていますので、もうしばらくお待ちください。

対象

基準日(令和6年12月13日)において、広川町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯が対象になります。

ただし、住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

その他

この給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により差し押さえが禁止されています。

また、この給付金は国の重点支援地方交付金を活用した事業となります。

▶詳しくは、保健福祉課 福祉班（☎23-7724）まで

コンビニ交付サービスについて

令和6年12月2日（月）から、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストア等で、住民票の写し・印鑑登録証明書が取得できるサービスを開始しましたので、ぜひご利用ください。

利用できる時間

6時30分～23時（土日・祝日も同様）

※年末年始（12月29日から翌年1月3日）、保守点検日（不定期）は利用できません。

利用できる方

広川町に住民登録をしていて、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの15歳以上の方

※利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）の入力が必要です。利用者証明用電子証明書の有効期限が切れた方や暗証番号を忘れた方は、役場窓口まで再発行や暗証番号の再設定にお越しください。

利用できる証明書 ※手数料は各1通300円

- ・住民票の写し（本人または同一世帯員のものと及び同一世帯全員の記載されたもの）
- ・印鑑登録証明書

利用できる店舗はこちら→



詳しい利用方法はこちら→



▶詳しくは、住民環境課 住民班（☎23-7714）まで

日本消防協会から災害活動車が寄贈されました

1月28日（火）に、公益財団法人日本消防協会から、広川町消防団に防災学習・災害活動車が寄贈されました。

この事業は、日本消防協会が消防防災に係る施設整備、資機材の充実強化を目的に寄贈を実施しているものです。今回寄贈された車両は、4WD、10人乗りの1BOXタイプで、併せて煙体験装置や消火訓練資機材、発電機、投光器等も寄贈されました。今後広川町消防団の新しい戦力として、災害現場でのサポートや住民の防災意識向上のための様々な消防訓練など、幅広い用途での活躍が期待されます。



お手続きはお済みですか？（児童手当制度）

令和6年10月より児童手当制度が拡充されました。まだ申請されていない方については、お手続きをお願いします。

申請が必要な方

- 所得上限額超過により、児童手当を受給していない方
- 高校生年代（18歳年度末まで）以下の児童を養育しており、現在児童手当を受給していない方
- 現在児童手当を受給中であり、大学生年代（18歳年度末から22歳年度末）の子（※）と高校生以下の子を合計3人以上養育している方

※大学生年代については、支給対象ではありませんが多子加算の算定対象となります。受給者が日常生活の世話及び必要な保護をしており、生計費を負担している場合のみ算定対象としてカウントすることができます。

申請期限

3月31日（月）まで

※申請期限を過ぎた場合、令和6年10月分から遡って支給できません。

その他

制度改正の内容及び申請方法については、町ホームページをご確認ください。

▶詳しくは、教育委員会 子育て対策班（☎23-7795）まで

3月は自殺対策強化月間

日本の自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、ここ近年は中学生等若年者の自殺者数が過去最多となる等、状況が変化してきています。

和歌山県では、令和5年度に自殺死亡率が全国一位となり、200人近い方の尊い命が失われました。

自殺は精神衛生上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児疲れ、いじめや孤立等の様々な問題が複雑に絡み合い、「一人で悩みを抱え込み、心理的に追い込まれた末の死」であり、「個人の自由な意思や選択」の結果ではなく、追い込まれた末に生じる『誰にでも起こりうる危機』だといえます。

かけがえのない大切な命

を守るために大切なことは、周りの人がこころの不調に気づくこと（気づき）、本人の気持ちや尊重し耳を傾け（傾聴）、専門的な機関につなぐこと（つなぎ）、そして、暖かく寄り添いながらじっくりと見守ること（見守り）です。

自殺に対する誤った認識や偏見をなくして、いのちや暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めて支援が受けられる社会を皆で実現していきましょう。

■相談窓口
和歌山県自殺対策推進センター「はあとライン」
☎0570-10641
556で受付しています。
※24時間（365日）対応しています。

保健福祉課からのお知らせ

▶問合せ先/☎23-7724

健康づくり推進地区委員廃止のお知らせ

令和6年度をもって、健康づくり推進地区委員を廃止します。

昭和59年の発足当初から現在に至るまで、集団健診案内の各戸配布・健診申込みの取りまとめ、集団健診運営への協力、健康まつりへの協力など、住民の健康増進のためにご活躍いただきました。しかし、昨今のデジタル化の流れや個人情報保護の観点等から従来の活動を継続することが難しくなっていました。

健康づくり推進地区委員は町内各地区の87名の方に委嘱し、2年間（一部の地区では1年間）の任期で活動いただいていた。たくさんの方のご協力を賜り、誠にありがとうございました。

今後の集団健診のお知らせ等は広報・町ホームページに掲載予定となっております。集団健診を希望される方は、保健福祉課 保健班まで直接お申し込みください。

住民の皆様にはご不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ご存じですか？成年後見制度

～知っておこう、備えておこう、安心して自分らしく暮らすために～

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などで判断する能力が十分でない方に対して、本人の意志を尊重しながら法的に支援する制度です。

⇒こんなお悩みはありませんか？

- ・身寄りがなく、将来の生活やお金の管理が不安
- ・介護や福祉サービスの契約が自分でできない
- ・成年後見制度の内容や手続きの手順が知りたい

後見人や補佐人、補助人があなたの財産や権利を守ってくれます。

ひとりで不安を抱え込まず、まずは地域包括支援センター（☎23-7724）までご相談ください。

ふれあいカフェ

毎週金曜日 10:00～15:00（@いなむらの杜）

高齢者の方の暮らしにまつわるいろいろな話を気軽に話せる場所ふれあいカフェ。毎週金曜日、観光地域交流センターいなむらの杜でオープンしています。

いろいろな話題について、お茶を飲みながら語り合っていますので、お気軽にお越しください。

みなさんのご参加お待ちしております。

先月の話題

- 施設入所している家族への思い
- 楽しみにしている野菜作りについて
- 語り継ぎたい郷土料理、田舎料理について
- 終活について
- など

いなむーすくーる

ちてきしょうがい まな
～知的障害について学ぼう～



せんげつ しゅうしょうしんしんしょうがい けいさい
先月は重症心身障害について掲載しました。今月は知的障害について学びましょう。

ちてきしょうがい さい はったつき ちてき のうりよく ねんれいそうおう はったつ
知的障害は18歳くらいまでの発達期において、知的な能力が年齢相応に発達していな
ため、何らかの特別な援助を必要とする状態です。「言葉を使う」「記憶する」「抽象的
なことを考える」ことに時間がかかることが主な特徴です。障害の表れ方には個人差があ
り、漢字の読み書きや計算が苦手だったり、一つの行動に固執したり、同じ質問を繰り返
したりする人もいます。

はいりよ 配慮

○ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。

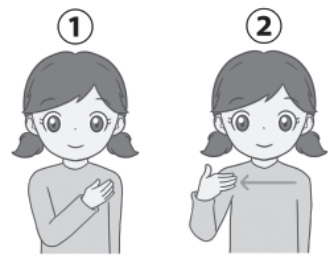
いっほうてき はな こと い おな ことば く かえ
「一方的に話す」「ひとり言を言う」「同じ言葉を繰り返す」など、うまくコミュニケー
ションをとれない人もいます。そのようなときは、内容が理解できるようにできる
だけ短い文章で、身振り手振りを交え、ゆっくり簡単な言葉で話しかけましょう。

○危険なことがわからない場合があります。優しく知らせましょう。

あかしんごう わた くるま き さ しゃだんき お せんろ はい
「赤信号でも渡る」「車が来ても避けない」「遮断機が下りても線路に入る」など
危険がわからない場合や、助けを求めることができない場合があります。そのよう
なときは、優しく声をかけ危険であることを知らせましょう。

らいげつ はったつしょうがい けいさい
来月は「発達障害」について掲載します。

しゅ 話 の コ ー ナ ー



だいじょうぶ
「大丈夫」

ひら かたて かる ま て りょうむね つ ね
開いた片手を軽く曲げ、その手を両胸の付け根くらい
の位置に左から右へトントンと置く。

合理的配慮の提供が義務化されています

令和3年の障害者差別解消法の改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、令和6年4月1日から施行されています。本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等のことで、個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」となります。

●合理的配慮の提供とは

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。

このため、障害者差別解消法では行政機関や事業者に対して障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

★具体的には：

- ①行政機関等と事業者が、
- ②その事務・事業を行うに当たり、
- ③個々の場面で障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意志の表明があった場合に
- ④その実施に伴う負担が加重でないときに、

⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。



▲筆談

●合理的配慮の提供における留意点
(対話の際に避けるべき考え方)

・「前例がありません」

合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

・「特別扱いできません」

合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特

別扱い」ではありません。

・「もし何かあったら…」

漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

・「〇〇障害のある人は…」

同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。



▲スロープ

今回は、合理的配慮の内容の一部分について掲載しています。これを機に合理的配慮について調べ、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向けてどのような取組ができるか考えていきましょう。

障害のある人から対応を必要とする意思表示があった場合は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。



欲しい商品があるのですが、目が見えないので売場が分かりません。

お求めの商品の売場までご案内します！

正当な理由なく、障害を理由として入店を拒否することは障害者差別解消法で禁止されています。



障害のある方は入店お断りです。ご家族の方とお越しく下さい。

▶詳しくは、保健福祉課 福祉班 (☎ 23 - 7724) まで

広川町代表チーム力走！

—第24回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会—

2月9日（日）、第24回和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会が開催され、広川町代表選手が出場しました。選手たちは、紀三井寺公園陸上競技場をスタートし、県庁前をゴールとする10区間、21.1kmのコースを力走しました。

大会当日は天候にも恵まれ、約2ヶ月間行ってきた練習の成果を発揮し、奮闘しました。広川町は総合26位（1時間24分00秒）でゴールし、見事1本のタスキをつなぐ力走をみせました。

町民の皆さま、あたたかいご声援ありがとうございました。そして広川町代表チームの皆さん、お疲れ様でした。



広川町代表チームのメンバーについては、広報ひろがわ2月号で紹介しています

「防災落語」で楽しく防災を学びました

1月30日（木）午後2時より、広川町役場3階大会議室において、和歌山県民共済と共催で防災落語講演会を開催しました。

落語家で防災士の資格も持ち、全国の被災地でボランティア活動を行っているゴスペル亭パウロ氏が、自らの体験を笑いを変えながらお話しされるとともに、落語『濱口梧楼物語』を披露し、訪れた約100名の参加者は楽しく防災を学ぶことができました。

また、和歌山県危機管理消防課の職員より、「地震・津波についての基礎講座」と題した講義もあり、地震や津波への対策について、知識を深めました。



総務課より

能登半島豪雨災害義援金のお礼

広川町では、能登半島豪雨災害で被災された方々を支援するため、町内公共施設に義援金箱を設置していましたが、12月末で取りまとめ、寄せられた101,906円を石川県の義援金口座に送金いたしました。

皆様の温かいご支援、誠にありがとうございました。

寄せられた義援金総額

101,906円

第28回広川町民駅伝大会開催

「第28回広川町民駅伝大会」（広川町体育協会主催）が1月26日（日）、町民多目的広場をスタート地点とし、開催されました。

今回は、30チーム150人、小学生から大人まで幅広い世代の選手が力走しました。大会当日は天候にも恵まれ、各チームのランナーは、自らの区間を懸命に走ってタスキをつなぎ、5区間10.6kmのコースを見事に全チームとも完走しました。

また、参加した選手に対して、沿道の人からは温かい声援が送られていました。



■優勝チーム

▷小学生男子の部
広川 Jr バドミントン
{47分07秒}

櫻本 大真・武本 萌愛
上野山 杏・山崎 颯太
小西 穂岳

■優勝チーム

▷小学生女子の部
FIRSTERS
{50分27秒}

牛居 星七・大西 真央
森 彩乃・森 充希
北原 璃依

■優勝チーム

▷中学生男子の部
耐久中陸上部 A
{41分44秒}

浅井 啓史・田伏 涼
久保 亮介・本地 夏輝
永田 一樹

■優勝チーム

▷中学生女子の部
フラッシュウーマン
{48分11秒}

中山 満稀・大西 倖愛
芝 莉子・上續 倖愛
狗巻 結愛

■優勝チーム

▷一般男子の部
さいかざき
{35分08秒}

吉見 侑輔・谷本 大祥
奥村 桜雅・徳留 悠真
江川 秀磨

■優勝チーム

▷一般女子の部
アミノ有田 B
{56分26秒}

新川みのり・東 美保
山森麻由子・皆岡 智子
児島 奈緒



— 1本のタスキに想いをこめて ~区間賞を紹介します~ —

区間賞	1区 (2.7 km)	2区 (1.4 km)	3区 (2.1 km)	4区 (1.5 km)	5区 (2.9 km)
小学生男子の部	真砂 京 ドラゴンリアット 11分30秒	溝畑 宗佑 南広少年野球A1 5分48秒	大野 郁人 ドラゴンリアット 9分46秒	山崎 颯太 広川 Jr バドミントン 6分49秒	小西 穂岳 広川 Jr バドミントン 10分47秒
小学生女子の部	牛居 星七 FIRSTERS 12分39秒	大西 真央 FIRSTERS 6分57秒	森 彩乃 FIRSTERS 9分53秒	森 充希 FIRSTERS 7分20秒	北原 璃依 FIRSTERS 13分38秒
中学生男子の部	小林 悠悟 テニスプリンセス 11分00秒	田伏 涼 耐久中陸上部 A 5分38秒	田中 陽翔 ASLEAD 8分02秒	丸山 由悟 ASLEAD 5分08秒	永田 一樹 耐久中陸上部 A 10分00秒
中学生女子の部	中山 満稀 フラッシュウーマン 12分36秒	太田 惺愛 耐久中陸上部 A 5分53秒	芝 莉子 フラッシュウーマン 9分20秒	上續 倖愛 フラッシュウーマン 7分00秒	狗巻 結愛 フラッシュウーマン 13分04秒
一般男子の部	吉見 侑輔 さいかざき 8分30秒	谷本 大祥 さいかざき 4分32秒	奥村 桜雅 さいかざき 7分34秒	徳留 悠真 さいかざき 6分02秒	江川 秀磨 さいかざき 8分30秒
一般女子の部	新川 みのり アミノ有田 B 15分24秒	東 美保 アミノ有田 B 7分01秒	山森 麻由子 アミノ有田 B 11分13秒	皆岡 智子 アミノ有田 B 7分25秒	児島 奈緒 アミノ有田 B 15分23秒

今月のPick Up!

「ミニ四駆組み立て教室」開催!

自分で組み立てたミニ四駆を走らせることができます。子どもから大人まで参加していただけますよ! 限定20名です。予約が20名になったら、申し込みを締め切らせていただきます。詳細・申し込みはいなむらの杜までお願いします。みなさん、奮ってご参加ください!

◆日時/3月22日(土) 10時~14時



- ・ヒボクラテスの困惑 今野 敏 著 中山 七里 著
- ・猫さえいれば、たいていのことはうまいく。 荻原浩 他 著 《他75冊》
- ・巨石運搬!ー海をこえて大阪城へー 鎌田 歩 作

おはなし会

◆3月15日(土) 14時~
◆4月2日(水) 16時~

上記のおはなし会に参加すると、4月19日(土)に開催するアニマルランドの入園券が当たる。抽選券をゲットできます! ぜひ、この機会におはなし会に参加してくださいね! ただし、この抽選ができるのは、小学生以下の子どもに限らせていただきます。

- ・死者たちの声 有栖川有栖 他 著 加藤 秀弘 文 大川 忠明 絵 《他66冊》
- ・シロナガスクジラ

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

JDAC DANCE SCHOOL

メディカル&フィットネス アクオ校 (御坊市湯川町財部733-1 アクオ 3F / 北出病院ウラ)

入会キャンペーン

1 月謝1ヶ月無料!! (料金はクラスにより異なります。)

2 約15,000円相当プレゼント!! (Tシャツ/ハーフパンツ/スウェット(上下)/ダンスメモリーノート)

★きょうだい割 2人目以降、さらに月謝毎月500円引き!

	幼児(年少~小1目安)	小学生(小2~小6目安)
金曜	17:00~17:50	18:00~19:00
土曜	10:00~10:50	11:00~12:00
	14:00~14:50	

お問い合わせ先 JDACダンススクール本部 ☎050-5527-6653 (電話受付/平日10:00~18:00) ✉info@jdac-dance-school.jp

いなむらの杜 だより

◆開館日/火曜日~金曜日(午前9時30分~午後7時) 土・日・祝日(午前9時30分~午後5時)
◆休館日/月曜日・年末年始 毎月最終木曜日(点検日)と蔵書点検期間は図書貸出がお休みです。
◆貸出期間/2週間以内
◆貸出冊数/1人5冊まで
◆お問い合わせ/☎64-1753

新刊図書のご案内 (新刊案内は一部です)

◆(一般書) ◆桜が散っても 森沢 明夫 著

◆(児童書) ◆巨石運搬!ー海をこえて大阪城へー 鎌田 歩 作

役場からのお知らせ

税務課 税務班より (☎23-7734)

今月は、国民健康保険税第9期の納期です。

納期限は3月31日(月)ですので、納期内納付にご協力ください。

なお、国民健康保険税の納税通知書送付時に、今年度の2期以降分の納付書を一括して送付しています。

期別ごとの納付書の送付は行いませんので、ご注意ください。

町では便利な口座振替をお勧めしていますので、ぜひご利用ください。

取扱金融機関は、紀陽銀行、ありだ農協、きのくに信用金庫、近畿労働金庫有田支店、郵便局・ゆうちょ銀行です。

また、PayPayなどのスマートフォン決済アプリやコンビニでも納付ができます。

詳しくは、納付書の裏面に記載しておりますので、ご覧ください。

総務課より (☎23-7732)

◆人権擁護委員に委嘱されました 令和7年1月1日付けをもって

法務大臣から金丸誠司さんが人権擁護委員として委嘱(再任)されました。

広川町には、法務大臣が委嘱した4名の人権擁護委員の方がおられます。人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえようという啓発活動を行っています。

◆人権擁護委員(敬称略)

- 金丸 誠司
- 栗田 佳樹
- 山本 和哉
- 中山 茂樹

◆法律相談のご案内

広川町では、弁護士による法律相談を実施しています。相談日は、年3回で、第3回目は左記日程で行います。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

◆日時

3月11日(火) 13時30分~16時30分まで

※相談時間は1件につき約30分です。 ◆場所 広川町役場1階住民相談室

◆相談内容

弁護士による法律相談

◆事前受付

2月25日(火)9時~(先着6名) ※相談を希望される方は、総務課に電話予約を行ってください。

※当日は、相談がスムーズに進むよう、相談内容をまとめたものをご持参ください。 ※詳しくは、総務課庶務班または和歌山弁護士会(☎073-422-4580)まで

住民環境課より

(☎23-7714)

◆野外焼却(野焼き)は禁止されています!

「近所でゴミを燃やして、煙がすぐで困っています」などの苦情が後を絶ちません。

ゴミを燃やすと煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化をまねくだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、健康にも悪影響が出てきます。

また、一般家庭ゴミ、廃プラスチック、廃タイヤ等の廃棄物を焼却した場合は、罰則の対象となります。分別して町指定の袋に入れ、ごみ集積所へ出してください。

なお、剪定した枝、木の葉、除

草した草等は、よく乾かして町指定の燃えるゴミ袋に入れて、ごみ集積所へ出してください。

※農業、林業、漁業を営むために行う野焼きは法律上例外として認められています。少量の焼却を心がけ、煙や臭い、風向きなど近隣の迷惑にならないようご注意ください。

◆津木郵便局で各種証明書を交付しています

津木郵便局では、役場窓口の各種証明書を発行する業務を委託しています。津木地区にお住まいの方はぜひご利用ください。

◆取扱証明書

- ・戸籍謄本等(請求者が記載されているものに限る)
- ・住民票の写し等
- ・印鑑登録証明書

※交付に時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。

◆取扱時間

9時~17時 ※12月29日~1月3日は除きます。

◆取扱場所

津木郵便局 広川町大字津木715番地2

情報

Information



人の動き (2月1日現在・前月比)

人口	6,387人 (-16)
男	3,039人 (-3)
女	3,348人 (-13)
世帯	2,854 (-2)

主な連絡先

- 役場(代表) ☎63-1122
- 保健福祉センター 社会福祉協議会 ☎64-0866
- 保健室 ☎63-1209
- 町民会館 ☎63-2295
- B & C 海洋センター ☎63-5422
- 町民体育館 ☎63-3211
- 広文化会館 ☎63-5011
- 上下水道課 ☎63-5331
- なかよし子ども園 ☎62-2610
- 学校給食センター ☎62-3595
- 男山焼会館 ☎64-0881
- 稲むらの火の館 ☎64-1760

防衛省・自衛隊より

◆各種目自衛官の募集について

■募集種目

- ①自衛官候補生
- ②一般曹候補生
- ③自衛隊幹部候補生(一般)
- ④自衛隊 歯科・薬剤科幹部候補生
- ⑤自衛隊 医科・歯科幹部
- ⑥キャリア採用幹部
- ⑦技術曹
- ⑧予備自衛官補(一般)
- ⑨予備自衛官補(技能)

■受験資格

- ①18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)
- ②18歳以上33歳未満の方(32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)

お申し込み先



(<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)により行ってください。

※受験資格・試験日などの詳細については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「採用情報」をご覧ください。

国税庁 HP



▼詳しくは、大阪国税局人事第二課(☎06-6941-5331)又は湯浅税務署総務課(☎63-5351)まで

有田湯浅警察署より

◆和歌山県警察官募集のお知らせ

- 受付期間(予定) 3月3日(月)～4月11日(金)
- 第1次試験日(予定) 5月10日(土)
- その他
 - ・受験資格などの詳細については、有田湯浅警察署へお問い合わせください。

- ③22歳以上26歳未満の方(大卒程度) 20歳以上28歳未満の方(院卒者)
- ④専門大卒(見込含む)の方 歯科/20歳以上30歳未満の方 薬剤科/20歳以上28歳未満の方
- ⑤医師免許又は歯科医師の免許取得者
- ⑥大卒以上の方で応募資格に定められた学科、専攻学科等を卒業後、2年以上の業務経験のある方
- ⑦20歳以上の方で国家免許資格取得者
- ⑧18歳以上52歳未満の方
- ⑨18歳以上で、保有する技能に応じ53～55歳未満の方

■受付期間

- ①6月16日(月)まで
- ②5月7日(水)まで
- ③4月4日(金)まで
- ④4月4日(金)まで

・採用試験の詳細は、和歌山県警察ホームページからご覧いただけます。

・県警公式SNS(X、インスタグラム)でも採用情報を発信しています。

▼詳しくは、有田湯浅警察署(☎64-0110)まで

福祉人材センター「ハートワーク」より

◆第3回福祉・介護・保育の就職フェアわかやま

求人事業所の人事担当者と直接(一部の事業所とはオンライン)でお話や質問ができます。福祉の仕事に興味・関心のある方はどなたでも参加していただけます。来場者には素敵なノベルティグッズのプレゼントもあります。

■日時

3月18日(火) 13時30分～16時(受付・13時)

■場所

和歌山ビッグ愛1階展示ホール

▼お申込み・お問合せは、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 県福祉人材センター「ハートワーク」

- ⑤5月22日(木)まで
- ⑥5月16日(金)まで
- ⑦5月16日(金)まで
- ⑧4月8日(火)まで
- ⑨4月8日(火)まで

■その他

- ・受験料は無料です。
- ・他社との併願が可能です。
- ・各種無料相談会も実施中です。

▼詳しくは、防衛省自衛隊和歌山地方協力本部有田募集案内所(☎82-6631)まで

国税職員募集のお知らせ

◆令和7年度国税専門官採用試験

■申込受付期間 3月24日(月)まで

※申込みは、原則インターネット

(☎073-435-5211)まで

ハローワーク湯浅より

◆建設・警備・運輸及び福祉・介護・医療の人材が不足しています

各業界では、インフラ整備や安全・安心の確保、移動手段・物流や必要なサービスを提供する重要な役割を果たしており、私たちの暮らしに欠かせないものです。ところが、各業界を担う人材が不足しており、早期の解消が必要とされています。

各業界のお仕事に興味のある方、就いてみたい方は、経験の有無に関わらずお気軽にハローワークにご相談ください。

ハローワークでは応募書類作成支援や面接対策、スキルアップのためのハロートレーニング等のサービスメニューのご利用ができます。

※有田市郡内求人はこちら



▼詳しくは、ハローワーク湯浅相談部門(☎63-1144)まで

【広告】 広告に関するお問い合わせは、株式会社 和歌山毎日広告社 ☎073-423-9291 FAX. 073-428-2403

まだまだ人生これから 生きがいづくりのステージへ!!

60歳以上のまだまだ頑張りたい方に!
今の私にちょうどいい!!
10日はたらき 10日遊び 10日休もう!
(一例であり就業条件により異なります)

お問合せ先
広川・湯浅広域シルバー人材センター
有田郡広川町大字広1467番地
電話(0737)63-1050

事業主の皆様
ご家庭の皆様
さまざまなお仕事
お引き受けしています。
お気軽にご連絡ください。

女性会員も活躍中!
チエラクロー

厚生労働省委託事業 高齢者活躍人材確保成事業 公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会

不動産や相続にお困りの方必見!!

空き地や農地、山林などの不動産相続についてのお悩みをお聞かせください。一人一人に合ったご提案をさせていただきます。どのようなことでもお気軽にご相談ください。

FP・相続・不動産
合同会社赤山事務所 赤山行政書士事務所
TEL.0737-22-3809

有田川町上中島775-1 FAX.0737-22-3810
<https://www.akayama-fudousan.co.jp>



子育ての輪 ～子育てを楽しもう～



♪ ♪ ♫ 私たちの宝物 ♪ ♫ ♪

ベストショット



パパとママの宝物！
いっぱい笑って 大きくなってね

3月の予定

- 11日(火) ポスチャーウォーキング《要予約》
- 13日(木) ちびっこクラブ【お別れ会《要予約》】
- 17日(月) 親子リトミック《要予約》
- 21日(金) 出前ひろば ※10時～11時30分
⇒あそびの広場を提供しています。

※イベントが変更になる場合があります。ホームページでも随時公開していますのでご確認ください。



ちびっこクラブより

子育て

学校も保育園も、様々な職種の方々にとっても、3月はまとめの時期、巣立ちの時期です。「本当に一年間頑張ったね、お疲れさまでした。」と声をかけたいものです。

さて、子どもの発達について、様々な本を引用してお伝えしてきました。授かった命を守り育てることの大切さを伝えることができればいいなと思っています。子育ては、あの時ああすればよかったと後悔したり、とてもハッピーな気持ちにしてくれたり、本当に試行錯誤しながらだと思えます。そして、月日が流れるように、子どもは自ら育っていく力を持っています。ただ、見守る周りの大人が、「大事な存在」と思いながら育てていくことが、子どもも大人も幸せになる基礎のように思います。

「子どもは、未来です。」子育ての中で発達の道すじを少しだけでも理解して、「待てる子育て」「楽しんで子育て」ができれば、うれしいですね。

■問い合わせ先

子育て支援センター【ポッポ保育園内】
(☎ 62 - 5152)

※イベント等参加希望の方は、子育て支援センターまでお問い合わせください。



広川町 LINE 公式アカウントを開設しました！

広川町では、インターネットを利用した町民向け行政サービス拡充のため、LINE 公式アカウントを開設しています。サービスの利用はどなたでもできますので、ぜひ友だち登録してください。

■配信内容／行政サービス・イベント・防災に関する情報などを随時配信。

■LINE チャットによるお問い合わせも可能です。(受付時間：9時～17時【土日祝日及び年末年始閉庁日を除く])

【広告】町収入の一部とするため有料広告を掲載しています。

これからの葬式 TAKUMI

ジャスト葬儀価格
あなたにとってのちょうど良い納得価格をご提案。
ジャストサービス
あなたにとって必要なサービスのみをご提供。
ジャスト参加人数
ご家族・ご近所・ご友人で心を込めて。



安らぎの空間でリーズナブルなお葬式を

これからの葬式
TAKUMI

☎ 0120-14-4241 〒643-0811 和歌山県有田郡有田川町庄1003-5
本社：株式会社 オレンジライフ 〒643-0031 和歌山県有田郡有田川町野田187